

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十四号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十七条第五項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形民俗文化財は平成三十年三月八日をもって指定を解除された。

平成三十年三月二十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
無形民俗文化財	棕神社の龍勢	埼玉県秩父市下吉田	吉田町龍勢保存会	平成九年三月十八日